

内閣参質二一三第一五七号

令和六年六月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出静岡県知事選の応援演説における上川外相の「うみの苦し
み」発言撤回による負の影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出静岡県知事選の応援演説における上川外相の「うみの苦しみ」発言撤回による負の影響に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、政治家個人としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

三について

御指摘の「多くの国民の誤解を生む報道」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、報道機関が有する報道の自由は基本的人権の一つとして保障されるものであるところ、御指摘の「政府要人の発言や政府から発する情報」に関する個別の報道への対応については、その事実関係等を勘案して政府として適切に対処してきており、引き続き適切に対処していく考えである。